

受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

受付番号第6号、質問議員、7番 南雲まさ子。件名、町民の安心・安全のための施策を問う。

要旨。1、2021年に改正された災害対策基本法では、障がい者・高齢者の個別避難計画の作成が努力義務とされ、2022年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、災害時に障がい者が情報を迅速・確実に得られるよう求められています。町の災害弱者の避難体制について伺います。

2、最近の暑さは命に関わるほどのため、小・中学校の体育館のエアコン設置は子供たちの教育環境を整えるだけでなく、避難所として避難者の生活環境のためにも有効であると思いますが、町の御見解を伺います。お願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

町は災害弱者として災害対策基本法に規定されている高齢者、障害者、乳幼児等、特に配慮を要する方を要配慮者として想定をしております。その方たちの避難体制につきましては、東日本大震災の教訓として、要配慮者に対する対応が国全体で不十分であったため、平成25年、災害対策基本法の改正により災害時避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことにより、町も名簿の作成を進め、自治会や民生委員さんの御協力頂きながら、災害時避難行動要支援者名簿の登録をお願いし、現在266名の方に御登録を頂いております。

近年では、令和元年度に発生した台風19号により、全国で多くの高齢者や障がい者の方々が被災され、名簿に記載された支援者の各人ごとの環境や状況に合わせた避難が必要とされたため、令和3年度には個別避難計画の策定が努力義務化されました。今後、本町においても個別避難計画策定に必要な避難のための基本情報として、自宅に起こり得る災害、避難場所への移動や避難準備にかかる時間などを災害時避難行動要支援者名簿に追加してまいります。

また、2022年5月に施行されました障害者情報アクセシビリティ・コミュニ

ケーション施策推進法は、国及び地方公共団体は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進などを講ずるものとするとして規定されておりますので、コミュニケーションに障がいのある視覚障がい者や聴覚障がい者の方々を対象に、体制の整備充実については既に災害時避難行動要支援者名簿へ個人の障がいの度合いに応じた個人管理を記載しておりますので、本年度から個別避難計画の策定の準備を行い、さらなる充実を図ってまいります。

設備または機器の配置の推進につきましては、視覚障がい者の方を対象にハザードマップを含んだ防災ガイドの点訳版などの製作を行い、聴覚障がいの方には強力な振動や強い光で確実に通知に気づく腕時計型受信機など、今後障がい者個々の状態に合わせた補足機能を持つ機器の購入補助など、具体的かつ具現化してまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問にお答えいたします。避難所ともなる小・中学校の体育館のエアコン設置に関してですが、現状を申し上げますと、松田小学校、寄小学校、松田中学校の3校の体育館におきましては、エアコンは設置できておらず、必要なときに大型扇風機等にて対応している状況でございます。

近年の気温の推移を見ますと、気象庁の県内の平均気温のデータでは、40年前の昭和57年7月は22度でありましたが、令和4年7月には27.1度と、5.1度上昇しているようでございます。そうした中、子供たちの教育環境を整えるためだけでなく、被災時の避難所として使用する施設に対して、エアコンやそれに代わる冷風機の設置を行うことは重要なことであると考えます。このため、町といたしましても設置費用の確保が必要不可欠となるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対応が可能であることは承知しておりますが、それらを含め、松田町にとって有効な補助金等の財源確保について模索をしているところでございます。

避難所として学校の体育館は一時避難所から短期避難所として利用することになります。その場合、常設のエアコン等は必ずしも必須ではございませんが、

災害時に長期的に避難所の開設となる場合には、エアコンの設置が必要になる場合もあります。災害時は学校だけでなく、町全体の電源確保が難しい状況になっており、停電時にエアコンの使用ができない状況になっていることも予測されます。その場合は、限りある電源の使用となるため、エアコンの使用については、広い体育館の使用ではなく、要配慮者やけが人の方々が使用する教室や多目的ルームなどにて優先的に使用することになります。ただ、今後通常時の様々な場面での利用による体育館内での暑さ対策として、現時点ではコロナ禍における感染症対策も踏まえ、常時窓を開けるなど換気対策をしながら、必要に応じ扇風機やサーキュレーター等の利用を行ってまいります。冷風を起こす有効な機器が多く開発されているのも承知しておりますので、町の利用方法に合った機器を選択し、財源についてもめどがつかないときは予算等の提案をさせていただきたいと考えておりますので、その節には何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

7 番 南 雲 1 番目から再質問に入らせていただきます。近年の災害では高齢者や障がい者が逃げ遅れたり、その後の避難生活でも非常に厳しい状況に陥っています。このため、2020年度に政府・国会において様々な検討が行われ、2021年度に主なものだけでも災害弱者を守る5つの法制度が改正されています。松田町第6次総合計画まちづくりアクションプログラムの実行計画に、地域での高齢者や障がい児者の災害時避難等の支援の整備、連絡体制等の整備と、災害弱者対策が挙げられています。3年5か月たちましたが、これまでの取り組まれてきたことを伺います。

総 務 課 長 ただいま南雲議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。第6次アクションプログラムにおきまして、高齢者の方ですね、地域での高齢者の方や障がい者の災害時避難等の支援ということで、総合計画のほうにも位置づけられております。一応、高齢者や要配慮者の方は、要配慮者と定義をしております。今回、総合計画の間で何をやられたかということになりますと、まず初めに避難所の開設運営を伴う避難所運営マニュアルとか、あと地区の防災計画作成マニュアルにおきまして要配慮者の位置づけを行い、関係機関、自主防

災会や自治会等に説明を行っております。

また、先ほど町長答弁のほうでも申し上げられましたが、高齢者や障がい者の方を要配慮者と定義いたしまして、こちらのほうは災害時避難行動要支援者名簿の作成を福祉課のほうでも行っております。

さらにはですね、先ほど答弁の中にあられましたが、それに基づきまして個別避難計画の策定が努力義務化されましたので、それについても今年度から整備充実を図っていくというような形になっております。以上でございます。

7 番 南 雲 これから引き続きアクションプログラムの実行計画のほうに、個別避難計画が検討されていくということで伺いました。これはとても素晴らしいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

国の75歳以上の高齢者人口は、1995年に約717万人でしたが、2020年には約1,870万人へと、25年間で2.6倍に急増しました。松田町でも2020年の75歳以上の人口は1,949人、65歳以上ですと3,715人で、高齢化率は34.1%となっています。近年の災害における犠牲者のうち、65歳以上が占める割合は、令和元年東日本台風約65%、令和2年7月豪雨約75%、視察に行かせていただいた真備町の平成30年の水害では51人がお亡くなりになったうち、約88%の45の方が高齢者でした。平成25年に避難行動要支援者名簿の作成義務化で作成が進んだものの、災害により多くの高齢者が被害を受けていて、避難の実効性の確保に課題があると言われております。対応として、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が努力義務化され、本町でも今年度から取り組まれるということで御答弁頂きました。町では個別避難計画策定に必要な基礎情報を災害時避難行動要支援者名簿に追加されるとなっておりますが、長野県須坂市では2019年の台風で市内を流れる千曲川が氾濫し、市が高齢者らに避難を呼びかけた後、民生委員らが要支援者の避難方法などを個別に定めたあんしんネットワークに基づき自宅を訪問巡回、避難情報が届いていなかった重度の聴覚障がい者を近隣住民と協力して避難させることができました。それは選ばれた地域の区長をはじめ、民生委員や近隣住民らが防災訓練等を通じて平時から協力体制を構築、災害時には連携して要支援者を支える仕組みとして機能

しています。本町ではこれから個別避難計画が作成されていく過程で、要支援者と要支援者を支える方との協力体制の構築として、これから具体的にやっていくようなお考えを伺いたいと思います。

福祉課長　それでは、南雲議員の質問にお答えをさせていただきます。現在、福祉課のほうで作成をしております避難行動要支援者名簿をより強化して、個別避難計画に昇華させていくということで取組を進めていく予定でございます。避難行動には複数人の支援者がいれば、それだけやはり助かる確率も高くなってございます。現在の名簿にはですね、具体的な支援者をお1人記入をしていただくことになっておりますが、今後複数名の支援者を書き込めることが課題であり、理想であると考えております。個別計画には避難経路や避難場所などを新たに追加することになっておりますので、個別計画にその他必要とされるそれらの項目と併せて、今後その支援者を増やしていく取組、自治会などと協力をしながら進めていくという方向で今考えております。以上でございます。

7番南雲　2025年には団塊の世代の方が後期高齢者になることを鑑みても、要支援者を増やす方策は考えていくことが大事なかなと思いますけれども、茨城県の常総市では、高齢世代の元気な方の見直しをされ、支援者名簿を作成されたそうです。視覚障がい者は水害が迫ってくるという周囲の環境変化を察知することが難しく、聴覚障がい者はサイレンや防災無線などの音声を把握しにくく、自力では逃げられません。2011年の東日本大震災では、こうした状況で命を落とされた障がい者が多く、障がい者の死亡率は住民全体の死亡率の2倍近くに上がっています。また、命を守ることができても、避難所では目が見えず、重要な貼り紙があることが分からない。アナウンスが聞こえず、食糧等の配給が受けられないといった不便を強いられました。突きつけられた現実が契機となり、議員連盟が2017年から障がい者団体と意見交換を重ねながら法案をまとめ、今年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立、施行されました。これに対しては、御答弁に前向きな対応をされるとのことでしたので、これからこの政策は推進が進むことを期待させていただきたいと思います。

次に、避難先は要配慮の高齢者と障がい者は分けたほうが良いと言われてい  
ますが、障がい者の松田地区と寄地区の避難施設をお伺いいたします。

総務課長 まず、今、南雲議員の避難所の高齢者と要配慮者の分けたほうが良いという  
お話ですが、先ほどお話ししました町のほうで避難所マニュアルというものが  
ございます。これはですね、避難生活が長期化することによって、特別に配慮  
を要する方が増えるだろうということが予想されるので、一般の避難所の中に  
福祉スペースを設置することを計画しております。対象となる方は、一応今、  
このマニュアルでは要支援者の方で比較的要介護度が軽度で、専門的なケアを  
必要でない方、それから配慮を要する方や障がいをお持ちの方や妊婦の方で避  
難生活に特別に配慮を要する方が一応対象となります。これは、この方々は、  
あくまでも一般避難所とは別に、一応そのようなスペースの中で対応するよう  
な形で今、考えております。

あと、高齢者の方につきましては、基本的に障がいのない高齢者の方につ  
きましては、通常的一般の方と同じエリア内で避難生活を過ごしていただくよう  
な形になります。

それからですね、寄地区、松田地区という分けでなくて、あくまでも避難所  
としての考え方ということで、今、私が申し上げた福祉スペースは全避難所  
に対して共通する認識で、こういうような形での作成をしておるところござい  
ます。以上です。

7 番 南 雲 ハザードマップを見ますと、やっぱり寄地区と松田地区でそれぞれの避難施  
設が要配慮者の避難施設が載っていると思うんですけども、寄地区の要配慮  
者の施設が一つもないということと、あと土砂災害と洪水災害時の避難場所が  
それぞれ違っているということで、とても障がい者の避難施設が少なく思  
うんですけども、広域でのお考えについてお伺いいたします。

総務課長 一応ですね、先ほどの御説明の中にですね、一応福祉施設としましてですね、  
二次避難という位置づけなんですけど、松田地区で…ごめんなさい、町内で1か  
所、福祉施設の協定をしているところがございます。これは場所は寄地区なん  
ですけど、こちらは高齢者等の受け入れ先として1か所しているようなところで

ございまして、基本的には今おっしゃられたように、避難所につきましては町内に30か所ございますので、まず初め、その避難所に行ってください、それが長期になることによって、例えばいろいろ要配慮者の方は医療系の施設に行ってくださいとか、そういうような調整をしながらですね、行っていただくような形になります。それで、今の避難所で対応できる、ちょっと軽度の障がいのある方は避難所の福祉スペースみたいな形になりますので、取りあえず避難所のある、今現在ある30か所をベースに考えながら、障がいの程度とか度合いによってそれぞれの施設とかに行くような形をとらせていただいているような形でございます。以上です。（「広域では分からない。」の声あり）

そうですね、広域でのまだ避難というのは、基本的には考えてございませんが、また広域という形になりますと、災害の協定とかでは広域での協定はございます。例えば2市8町でやってる広域市町村圏であったりとか、秦野市・中井町・大井とやっている、中井・大井・松田とやっている災害時相互応援に関する協定書というのがそれぞれございますので、そちらのほうではそれぞれ、例えばちょっと話が脱線しちゃうかもしれませんが、行政界に例えば隣接する避難所の提供、例えば町内の方で近くにいられる方が逃げ後れちゃったという形であれば、ほかの町のほうの避難所で応援して、使わせていただくような形を行っております。以上です。

7 番 南 雲 承知いたしました。障がい者の方や御家族が土砂災害時と洪水災害時の避難場所が違うことは、まあ一時的に避難するということになっている場合には、それは理解されなくても大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

総 務 課 長 基本的にですね、町内、今、先ほどお話ししました地震であれば30か所、それぞれ町のほうで地域防災計画の中で避難所というのが定まっております。私、先ほど避難場所30か所、30か所というのは、基本的に地震のことをお話ししているんですけど、ただ、地震であれば30か所であったり、水害であったら16か所、土砂災害であれば22か所というそれぞれ位置づけがございますの、その中で「まるごとまちごとハザードマップ」のようなのや、あとそれからうちのほうで一応今お話しさせていただきましたこのハザードマップ全戸配布につつま

しても、令和3年度に改定をさせていただきます、そちらのほうも天候把握という形で対応させていただいておりますので、もちろん分からない方もいらっしゃるのかもしれませんが、ある程度その周知は町民の方にはさせていただいているという形で、さらなる周知をもっと徹底したいという形で考えます。以上です。

7 番 南 雲 承知いたしました。要配慮者使用施設の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域内に立地している施設には、2017年6月から避難計画の作成と訓練実施が義務づけられました。コスモス学園すみれの家は浸水想定区域内、喜の実は土砂災害警戒区域内となっていますが、避難計画の作成と避難訓練の実施が行われているのか伺います。

福 祉 課 長 それでは、個別の施設についての御質問ということで、私のほうから回答をさせていただきます。議員の御質問にありましたすみれの家の健康福祉センターの中に入っているすみれの家でございますが、避難計画は既に策定済みでございます。年2回ですね、避難訓練を実施をしていると。ただし、地震や火災などの発生時に安全な場所に避難をするというような、日中の避難の訓練をしているということでございます。なお、原則としてすみれの家では水害のおそれのある警報等が出ている際には、休園となるというふうに聞いております。また、喜の実の件でございますが、伺っているところでは、やはり避難計画を定め、年2回以上避難訓練を実施しているということでございます。また、防災月間に通所をされている方に対してですね、防災ビデオを視聴したりとか、あと厚木の防災センターに出向きまして、地震などの災害を実際に擬似体験できる施設で体験することで、防災、有事の際の防災意識を高める取組をしているというところでございます。

また、すみれの家と同様にですね、風水害、土砂災害につきましては、あらかじめ警報などが出ている場合には、臨機応変に対応しているというふうなことをお伺いしているところでございます。以上でございます。（「コスモス学園。」の声あり）

すみません、コスモス学園も追加で伺っておりますので。やはり避難計画を

定め、年2回以上、防災訓練を実施しているというところでございます。訓練内容につきましては、やはり各災害を想定しているということで、地震であったり火災であったり土砂災害を想定して、避難訓練を実施しているというところでございます。以上です。

7 番 南 雲 承知いたしました。宮崎県延岡市では、マンパワー不足、また日常業務に追われ、福祉部局と防災部局の連携不足等のため、なかなか始めの一步が踏み出せない状況でしたが、個別避難計画の検討委員会の設置から始め、取り組まれました。そして庁外、役場外ですが、庁外関係者をいかにうまく巻き込んでいくかが一番のポイントであることと、時間をかけてでも丁寧に説明し、より多くの理解を得ることが計画作成の近道と言われていています。個別避難計画作成については、計画をすぐに形にすることは難しいことから、おおむね5年程度で作成し、またできるだけ早く作成するため、優先度が高い方から作成するようになっていきます。優先度として、災害リスクの高いところに居住している方、当事者本人の心身の状況、独居者、社会的孤立されている方等が挙げられます。個別避難計画が作成されたところでは、次のような声がありました。共助の下地が確かに築かれつつあるという手応えを感じている。要支援者本人、家族、ケアマネージャー、地域住民が参加する地域調整会議で必要な情報を共有でき、避難支援等をお願いすることが見えてきた。要支援者が各自の避難について考えてもらうことができ、自分が避難しなければ迷惑をかけてしまうと思えるようになった。災害時に支援する内容や、支援避難所で気をつけることが事前に分かり、要支援者も支援者も安心できた等の声が上がっています。

この計画は、粘り強くやらなければならない大変な事業だと思います。しかし、避難の実効性の確保のために必要な事業です。町長にこの避難計画の作成について、個別避難計画の策定について御見解を伺いたいと思います。

町 長 先ほど私もお話をさせていただいたとおり、この個別避難計画、非常に大切なものだというふうに認識をしております。そのさらに今言われるように、実効性のことがありました。実効性については、今、マニュアルにあるからそれができるということよりも、実効性をするためには必ず手助けをしていただく

方々の連携が必要になってくるということも考えられますので、松田で言うところ、年に1回、避難訓練みたいなのをやっていますけれども、もう少しそういった訓練の回数を増やししながら、本当にそのとき、来たときにも、すぐ対応ができるようにですね、これはしっかりと町として取り組むべき事業だというふうにご考えております。以上です。

7 番 南 雲 次に、2番目の再質問をさせていただきます。今年は6月中に各地で異例に早い梅雨明けが発表され、6月下旬から7月初めにかけて記録的な暑さが続き、東日本・西日本ともに1946年の統計開始以降で最も高い気温となりました。気象庁は8月23日、9月から11月までの予報を発表し、9月は厳しい残暑になる可能性があるとしていて、まだまだ熱中症の警戒が必要となっています。そして、今後もこうした猛暑の夏が予想されます。

学校の体育館は、体育館内の容積が大きく蓄積される熱容量も大きいため、気温や湿度が一度上がるとなかなか下がりません。そのため、夏場の体育館は熱中症になる危険性が極めて高いとされています。また、熱中症にならなくても、酷暑による活動はけがを誘発しやすいと言われていています。現在、夏休みの学童保育の預かっている時間帯と、夏休みの体育館の利用状況を伺います。

子育て健康課長 ただいま学童保育について御質問ございましたので、お答えさせていただきます。夏季休暇期間中の学童保育のお預かりの時間は、8時から18時が基本となっております。延長を御希望の場合には、7時30分から受け付けており、夕方は19時まで受付しております。また、体育館の利用についてですが、体育館は利用してございません。子供たち、どちらかといいますと戸外での遊びを希望しておりますので、松田小学校につきましては現在グラウンドが使えない状況でおりますので、必要に応じて親水広場のほうまで行っておりますが、ただ、熱中症の警戒アラートが出ている場合には、そこの利用も控えて室内での利用をしております。

7 番 南 雲 今伺ったように、学童保育は夏休みの預かり時間もとても長く、現在はプールも使えません。子供たちが体育館を利用し、雨が降っても運動できるような環境を整えたらと思いますが、お考えを伺います。

子育て健康課長 実は、少し前ですね、1クラスごとに体育館のほうを利用したこともあったそうです。ただそのときに子供たち、広いところに放しますと、はしゃぎ過ぎちゃいまして、余計に汗をかいたり、具合が悪くなったり、鼻血を出したりと、そういったことが度重なったため、ちょっと体育館は利用は控えて、その分、今、夏場のプールはございませんが、プールの時間をとったり、あとは涼しい時間帯に戸外を利用したりとかしておりました。ただ、今のグラウンドのほう、先ほど申し上げたように、ちょっとね、遠いところですので、熱中症の警戒アラートがないときにだけ利用しているようです。ただ、雨の日など外使えない場合も、室内で何か自分たちでいろいろ工夫しながら楽しんで過ごしていると聞いております。

7 番 南 雲 承知いたしました。小・中学校では猛暑の校庭や体育館での体育の授業の中止の基準としているものがあるのか。また、今まで猛暑のため校庭や体育館での体育の授業が中止になったことがあったか伺います。

教 育 課 長 毎日暑さ指数、WBTTを養護教諭等が測りまして、授業が可能かどうか判断をしております。また、暑さで体育館が使用できない場合もありました。その場合はほかの授業に振替えをいたしました。

7 番 南 雲 承知いたしました。それでは、今まで体育館で児童・生徒が体調不良を訴えた事例があったか伺います。

教 育 課 長 毎日の暑さ指数の測定と、授業ではこまめな水分補給と扇風機による空気の循環等を行っておりますので、教育委員会には暑さで体調が悪くなったというような報告は受けておりません。

7 番 南 雲 この猛暑で、そういうのがなかったということで、安心いたしました。小・中学校の体育館のエアコン設置には多額な費用とランニングコストが課題だと思えます。御答弁に、補助制度で、地方創生臨時交付金ということでございましたけれども、そのほかにも3分の1が補助対象となっている学校施設環境改善…ごめんなさい。今のは、ごめんなさい、小学校の学校施設環境改善交付金が断熱性確保の工事も空調設備と併せて補助対象となっています。また、緊急防災・減災事業債が学校体育館のエアコン設置に活用できます。これは充当率

が100%で、交付税算入率が70%と、非常に有利な地方債ですが、国の制度を活用するため、防災部局と教育委員会が連携していただき、小・中学校の体育館のエアコン設置が進むことを要望いたします。

また、ランニングコストが抑えられるエアコンで、除湿型放射冷暖房といって、水を循環させて空間を自然対流によって気温を保つものや、災害時に停電が発生しても稼働が可能なLPガス使用のガスヒートポンプエアコンがあります。

このように、いろいろなものをこれから研究していただけたらと思います。学校体育館のエアコン設置は喫緊の課題だと考えます。エアコン設置には多額の費用がかかりますが、子供たちの安心・安全のためにかかる費用ですので、町民の理解は得られると考えます。子供たちの健康以上に考えられるものはあるでしょうか。さらに、体育館は教育施設であるとともに、避難所として地域の大事な共有財産です。この学校体育館のエアコン設置についての町長の御見解を伺いたいと思います。

町長 冒頭での答弁でもお話しもしましたように、やらないということは一言も言っていないと思います。しかるべきときに提案させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

7 番 南 雲 以上で質問を終わりにさせていただきます。

議 長 以上で受付番号第6号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。